

京都銀行カードローン<ダイレクト>取引規定

第1条（契約の成立等）

1. 京都銀行カードローン<ダイレクト>当座貸越取引（以下「本取引」といいます。）は、申込人（以下「本人」といいます。）が株式会社京都銀行（以下「当行」といいます。）のホームページまたは京都銀行カードローン<ダイレクト>当座貸越契約書により申込を行い、当行の審査で融資が適当と認められた場合に、契約が成立するものとし、指定預金口座のお取引店に口座を開設するものとします。
2. 本取引は、1人あたり1口座とし、1人で複数口座の開設はできないものとします。ただし、当行が認めた場合、この限りではありません。
3. 当行は本取引の契約が成立した場合、指定預金口座のキャッシュカードにカードローン機能を付与します。（本取引については、専用のローンカードおよび通帳を発行しません。）
4. 本取引に使用する口座は当座貸越専用口座（以下「貸越口座」といいます。）とします。
5. 本取引に使用する返済用預金口座は、第1項の指定預金口座とします。
6. 本取引に使用する指定預金口座の変更はできないものとします。ただし、当行が認めた場合、この限りではありません。

第2条（取引の方法）

1. 本取引は、カードローン機能を付与した指定預金口座のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）による当座貸越金の払戻し、あるいは第3条に定める自動融資に基づいて発生する当座貸越取引とし、貸越口座での小切手、手形の振出し、あるいは引受け、振込金の受取りはできません。
2. 京都銀行カードローン<ダイレクト>対応機等を使用してカードにより当座貸越金を払戻す場合、貸越口座に入金する場合、ならびに振替資金を貸越口座からの振替えにより払戻し、同時に他の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合は、別に定める京都銀行カードローン<ダイレクト>・カード規定によるものとします。

第3条（自動融資）

1. 指定預金口座が当行所定の口座振替契約等による出金、あるいは現金自動預入払出兼用機（現金自動支払機を含みます。以下「自動機」といいます。）を使用したカードによる預金の払戻し（カードによる他の預金口座への振替えにともなう預金の払戻しを含みます。）のため資金不足となったときは、当座貸越極度額（以下「貸越極度額」といいます。）の範囲内でその不足相当額を貸越口座から自動的に払戻しするうえ指定預金口座に入金します。この場合、当行所定の当座貸越請求書の提出は不要とします。ただし、指定預金口座の資金不足が次による場合は、自動融資の対象となりません。
 - (1) 店頭での預金の払戻し（店頭での預金間振替を含みます。）
 - (2) 当行からの借入にかかる債務の返済（本取引の約定返済を含みます。）
 - (3) 振込み（定額自動送金を含みます。）
 - (4) 当行所定外の口座振替請求（定期積金等含みます。）
2. 指定預金口座に総合口座取引規定に基づく当座貸越契約がある場合には、当行はその当座貸越の利用限度額を超えた金額について、前項の自動融資により貸越口座から払戻しするうえ指定預金口座に入金します。
3. 指定預金口座に対して同日に数件の口座振替請求があり、資金不足が自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
4. 第1項に基づく指定預金口座への入金と同日付で、現金、振込み、あるいは振替による指定預金口座への入金があった場合、当行は第1項に基づく指定預金口座への入金を優先して、指定預金口座の資金不足に充当します。
5. 指定預金口座に未決済の証券類の受入がある場合は、当日の資金不足確定を確認のうえ第1項に基づき指定預金口座へ入金します。

第4条（貸越極度額）

1. 本取引の貸越極度額は、当行が決定いたします。
2. 当行がやむを得ないものと認めて、この極度額を超えて貸越を行った場合も本カードローン取引規定の各条項が適用されるものとし、その場合は当行からの請求があり次第、直ちに貸越極度額を超える金額を返済するものとします。
3. 第1項にかかわらず、当行は、当行所定の基準により本取引の貸越極度額を増額または減額できるものとします。
4. 当行が前項により貸越極度額の増額を行う場合は、増額後の貸越極度額および変更日を書面または電磁的方法により通知するものとします。ただし、貸越極度額の増額は、事前に貸越極度額の増額審査に関する申込意思を確認した後、当行において同審査を実施した上で行います。
5. 当行が第3項により貸越極度額の減額を行った場合は、減額後の貸越極度額および変更日を書面により通知するものとします。この場合、当該通知書に記載された期限までに、本人は減額後の貸越極度額を超える本債務全額を返済するものとします。

第5条（取引期限）

1. 本取引の期限は、契約発効日の1年後以降最初に到来する本人の誕生日の属する月の月末日とします。
2. 前項にかかわらず、取引期限の前日までに当行あるいは本人のいずれか一方より本取引の期限を延長しない旨の申し出がない場合には、この期限はさらに1年間延長されるものとし以後も同様としますが、満70歳の誕生日の月末日を超えての取引期限の延長は行わないものとします。ただし、当行および保証会社が認めた場合、この限りではありません。
3. 取引期限の前日までに当行あるいは本人のいずれか一方から書面により期限を延長しない旨の申し出がなされた場合ならびに満70歳の誕生日の月末日が到来した場合は、次によるものとします。
 - (1) 取引期限の翌日以降、本取引による当座貸越はできません。
 - (2) 当座貸越元利金は第10条および第11条の規定に従い返済し、当座貸越元利金が完済された日に本取引は当然に解約されるものとします。
 - (3) 取引期限に当座貸越元利金がない場合（次回約定返済日に貸越金利息等の支払いが予定される場合を除きます。）は、取引期限に本取引は当然に解約されるものとします。
 - (4) 第2号および前号により本取引が解約された場合、当行は指定預金口座のキャッシュカードに付与したカードローン機能を消去します。

第6条（貸越利率）

本取引による貸越利率は、次のとおり貸越極度額に応じた貸越利率とします。

貸越極度額	貸越利率
100万円以下	14.5%
100万円超200万円以下	12.5%
200万円超300万円以下	10.0%
300万円超400万円以下	8.0%
400万円超500万円以下	7.0%
500万円超600万円以下	6.0%
600万円超700万円以下	5.0%
700万円超800万円以下	4.0%
800万円超900万円以下	3.0%
900万円超1,000万円以下	1.9%

第7条（貸越金利息等）

1. 本取引による貸越金利息は、付利単位を100円とし、毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、前条に定める利率によって次の方法により計算のうえ指定預金口座から自動的に引落します。

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{前月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）から当月5日（銀行休業日の} \\ \text{場合は翌営業日）の前日までの毎日の当座貸越最終残高の合計額} \end{array} \right]}{365} \times \text{年利率}$$

2. 本契約による債務を履行しなかった場合には、支払うべき元本金額に対し年14.5%（年365日の日割り計算）の割合で計算した損害金を支払うものとします。

第8条（貸越利率の変更）

1. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、当行は第6条の貸越利率を変更することができるものとします
2. 貸越利率の変更を行う場合には、店頭掲示、インターネットまたはその他の相当の方法で周知し、本人あての通知は不要とします。

第9条（返済金額）

1. 本取引に基づく毎月の返済（以下「約定返済」といいます。）は、毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）（以下「約定返済日」といいます。）に、次のとおり行うものとします。
 - (1) 前月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）現在で当座貸越残高が0円の場合は、第7条により計算した利息および損害金（以下「貸越金利息等」といいます。）のみを返済するものとします。
 - (2) 前月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）現在で当座貸越残高がある場合は、当月約定返済日の前日の貸越残高に応じ、次のとおり返済するものとします。

当月約定返済日の前日の貸越残高	約定返済金額
2千円未満	全額（最大2,000円）
2千円以上10万円以下	2,000円
10万円超20万円以下	4,000円
20万円超30万円以下	6,000円
30万円超40万円以下	8,000円
40万円超50万円以下	10,000円
50万円超100万円以下	20,000円
100万円超200万円以下	30,000円
200万円超300万円以下	40,000円
300万円超400万円以下	50,000円
400万円超500万円以下	60,000円
500万円超600万円以下	70,000円
600万円超700万円以下	80,000円
700万円超800万円以下	90,000円
800万円超1,000万円以下	100,000円

なお、約定返済金額には第7条により計算した貸越金利息等を含むものとし、当座貸越元金の返済額は約定返済金額から第7条により計算した貸越金利息等を差し引いた金額とします。また、約定返済日の前日の当座貸越残高が0円の場合、第7条により計算した貸越金利息等の金額を約定返済金額とします。

2. 約定返済日の前日の当座貸越残高に第7条により計算した貸越金利息等を加算した金額が前項の貸越残高に応じた約定返済金額未満となる場合は、前項にかかわらず、当該金額を約定返済金額とします。
3. 第7条により計算した貸越金利息等の金額が第1項の貸越残高に応じた約定返済金額を超える場合は、第1項にかかわらず、第7条により計算した貸越金利息等の金額を約定返済金額とします。

第10条（約定返済）

1. 約定返済金の支払いのため、毎月の約定返済日までに毎月の約定返済金相当額を指定預金口座へ預入れるものとします。
2. 当行は、毎月の約定返済日に、約定返済金相当額を指定預金口座からその通帳（以下「通帳」といいます。）および普通預金払戻請求書なしで払戻しのうえ、本取引の約定返済に充当するものとします。

ただし、指定預金口座の残高が約定返済金相当額に満たない場合には、当行はその一部の返済に充当する取扱いをせず、全額について返済が遅延することになります。

3. 毎月の約定返済金相当額の指定預金口座への預入れが毎月の約定返済日より遅れた場合には、その預入れ日（預入れ日が銀行休業日の場合は翌営業日）に、当行は前項と同様の取扱いができるものとします。
4. 約定返済日において前月分以前の約定返済が遅延している場合には、当行は、約定返済日に延滞分および当月分の約定返済金を、指定預金口座から月単位の約定返済金相当額ごとに通帳および普通預金払戻請求書なしで払戻しのうえ、本取引の約定返済に充当するものとします。
5. 当行が相続の開始を知ったときは、指定預金口座からの返済は停止し、以降の返済については、別の方法により返済するものとします。

第11条（任意返済）

1. 約定返済の他に、店頭または京都銀行カードローン<ダイレクト>対応機を使用して貸越口座へ随時に任意の金額を入金することにより返済することができます。ただし、証券類は入金することはできません。
2. 貸越口座への入金は、入金額が当座貸越残高以内の場合は返済に充当し、入金額が当座貸越残高を超える場合はその超える金額を指定預金口座へ入金します。
3. 第1項にかかわらず、約定返済が遅延している場合には、遅延している月単位の約定返済金相当額または遅延している約定返済金全額以上の金額のみ貸越口座へ入金し返済することができます。この場合、当行は、入金額を遅延している約定返済金に優先充当します。
4. 前項の入金額が、遅延している約定返済金全額を超える場合は、第2項を準用します。
5. 当行が相続の開始を知ったときは、貸越口座への入金による返済は停止し、以降の返済については、別の方法により行うものとします。

第12条（諸費用の引落し）

本取引に関し、本人が負担すべき印紙代などの諸費用は、当行所定の日、方法により指定預金口座から通帳および普通預金払戻請求書なしで引落しのうえ、その支払いに充当できるものとします。

第13条（担保）

本人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、当行からの相当の期間を定めた請求により、本人は遅滞なくこの債権を保全しうる担保を提供するか、または保証人をたてるものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 本人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 本人もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 本人は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは脅威を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 第15条第2項第6号の規定の適用により、本人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしないこととします。また、銀行に損害が生じたときは、本人がその責任を負うこととします。

第15条（期限前の全額返済義務）

1. 本人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知・催告等がなくても、本人は本取引に基づく債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
 - (1) 第9条に定める約定返済を3回分遅延し、当行が定める日までに1回分以上の約定返済金を返済しなかったとき。
 - (2) 破産手続の開始・民事再生手続の開始、その他裁判上の倒産処理手続開始の申立があったとき。
 - (3) 預金その他本人の当行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令・通知が発送されたとき。
 - (4) 本人が住所変更の届け出を怠るなど本人の責めに帰すべき事由によって、本人の所在が当行に明らかでなくなったとき。
 - (5) 保証会社から保証解約の申入れがあったとき。
 - (6) 指定預金口座が解約されたとき。
2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行が書面により通知したときに、本人は本取引に基づく債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
 - (1) 本人の当行に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - (2) 本人が支払いを停止したとき。
 - (3) 本人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 本人が第13条、第20条または第24条の規定に違反したとき。
 - (5) 本人が第4条第2項または同条第5項の返済を遅滞したとき。
 - (6) 前条第1項に基づく表明に虚偽が判明したとき、本人が暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当したとき、もしくは本人が同条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (7) 前各号のほか本人の信用状態に著しい変化が生じるなど、当座貸越元利金等の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
3. 前2項により期限の利益を喪失した後においても、当行が本人に対して通知することにより、従来のとおり期限の利益を再度付与することができるものとします。

なお、この場合にも、期限の利益を喪失したことに基づき、既になされた当行の相殺等の行為については、その効力を妨げないものとします。
4. 第1項または第2項により期限の利益を喪失した場合には、当行は、いつでも本取引による貸越を中止し、本取引を解約することができるものとします。なお、本取引の解約後、当行は指定預金口座のキャッシュカードに付与したカードローン機能を消去します。

第16条（貸越の中止、解約）

1. 本取引の期限到来前においても、次の各号の事由が生じた場合には、当行は本人への通知を行うことなく、いつでも本取引による貸越を中止することができるものとします。
 - (1) 本取引の約定返済を遅延したとき。
 - (2) 本人の当行に対する他の債務の一つでも期限に返済を履行しなかったとき。
 - (3) 保証会社から保証中止の申入れがあったとき。
 - (4) 本取引の契約を行った者が、本人でないことを当行が知ったとき。
 - (5) 当行が相続の開始を知ったとき。
 - (6) 金融情勢の変化、当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 前項第1号、第2号、第3号、第5号または第6号により当行が本取引による貸越を中止している間に、当座貸越元利金等が完済された場合には、本取引は当然に解約されるものとします。
3. 第1項第4号により当行が本取引による貸越を中止している間に、当座貸越元利金等が完済された場合には、当行は、本人への通知により、いつでも本取引を解約できるものとします。
4. 期限の到来前に本人の申し出により本取引を解約する場合は、当座貸越元利金等を直ちに返済するものとします。
5. 本取引解約後、当行は指定預金口座のキャッシュカードに付与したカードローン機能を消去します。

第17条（銀行からの相殺）

1. 当行は、本取引による債務のうち返済日の到来したもの、または第15条によって返済しなければならない本取引による債務全額と、本人の当行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については預金規定等の定めによるものとします。ただし、期限未到来の預金その他の債権の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。
また、外貨建の債権については、当行の相殺計算実行時の外国為替相場を適用するものとします。

第18条（本人からの相殺）

1. 本人は、本取引による債務と期限の到来している本人の当行に対する預金その他の債権とを、本取引による債務の期限が未到来であっても相殺することができるものとします。
2. 前項によって相殺をする場合は、相殺計算を実行する日の10日前までに当行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳とともに、証書または当行所定の払戻請求書に記名および届出印を押印し、直ちに当行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合は、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については預金規定等の定めによるものとします。
また、外貨建の債権については、相殺計算実行時の外国為替相場を適用するものとします。

第19条（債務の返済等にあてる順序）

1. 当行から相殺をする場合、本取引による債務のほかに行に対して他の債務があり、本人の債務全額を消滅させるに足りないときは、当行が指定する順序方法により相殺することができるものとし、本人はその指定に対し異議を述べないものとします。
2. 本人から相殺をする場合、本取引による債務のほかに行に対して他の債務があり、本人の債務全額を消滅させるに足りないときは、本人は当行に対して書面による通知をもって、相殺の順序方法を指定することができるものとします。
なお、本人が相殺の順序方法を指定しなかったときは、当行が適当と認める順序方法を指定できるものとし、本人はその指定に対し異議を述べないものとします。
3. 前項の本人の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は書面により遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、その順序方法を指定できるものとします。
4. 前2項によって当行が指定する順序方法による場合には、本人の期限未到来の債務については、期限が到来したものとします。

第20条（代り証書等の差入れ）

事変、災害等当行の責めに帰することのできない事情によって契約書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、本人は、当行から請求があれば直ちに代り証書等を差入れるものとします。

第21条（印鑑照合等）

当行が、本取引にかかわる諸届その他の書類等に使用された印影あるいは暗証を、指定預金口座の届出印鑑、あるいは暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負わないものとします。

第22条（届出事項の変更）

氏名、住所、印鑑、電話番号その他当行に届出た事項に変更があったときは、直ちに当行に届出るものとします。

第23条（みなし送達）

当行からなされた本約定等に定める諸通知および当行から送付されたその他の書類等が、前条の届出を怠る等、本人の責めに帰すべき事由によって、延着または到達しなかった場合や、本人が当行からの通知を受領しない場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

第24条（報告および調査）

1. 本人は、当行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに本人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 本人は、担保の状況ならびに本人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当行に対して報告するものとします。
3. 本人の相続人は、相続の開始があったときは直ちに当行に対して報告するものとします。
4. 前項の報告前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第25条（取引規定の変更）

本規定は、法令の変更、金融情勢の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします（ただし、第4条第3項により貸越極度額を変更する場合を除きます）。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他の相当の方法により周知します。

第26条（請求および通知の効力）

本人および保証人ならびにこれらの包括承継人または債務を引き受けた者のいずれか一人への履行の請求その他銀行からの通知は、その余の借主および連帯保証人に対しても効力を生じるまたは通知されたものとします。

以 上

（2023年4月17日現在）